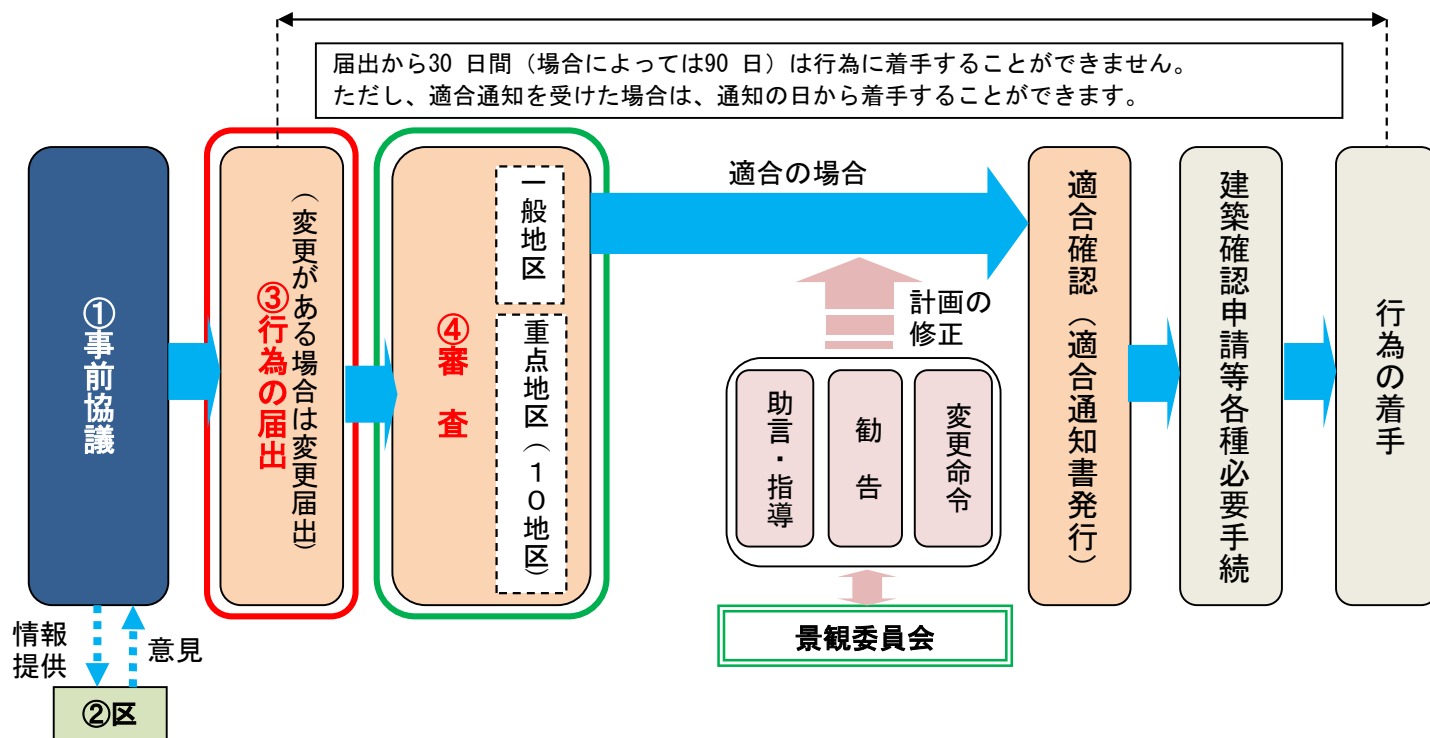


今帰仁村景観計画・景観条例に関する手続きの流れと提出書類

今帰仁村景観計画 p.59（景観計画概要版 p.8）における（建築物・工作物・土地等）届出対象となる規模に該当する場合は、以下のフローチャートのとおり手続きが必要となります。



※事業者・施主の方々は、事前協議書提出前に、周囲の方々へ計画内容について情報提供を行い、理解を得るようにお願いします。

【提出書類】※様式は、今帰仁村役場ホームページからダウンロードしてください。

今帰仁村役場HP→行政情報→各課ご案内→建設課→景観条例に関する手続きについて

①事前協議 提出部数：2部（村・区 各1部ずつ）

- ・今帰仁村景観計画区域内行為事前協議書（第1号様式）
- ・添付資料（図面（A3Z折り）・現況写真等）
- ・行為届出書の第2面・第3面（村提出分1部のみ）

※②区への情報提供

事前協議書の書類2部提出の内、1部は村から区へ情報提供するための書類となります。そのため区へ情報提供する1部については、区から客観的に景観の意見をいただくため届出者・設計者の住所・氏名等（事前協議書 第1号様式・添付図面等）個人情報がわかる部分に関しては省いて提出いただいております。

③行為の届出 提出部数：1部（村1部）

- ・今帰仁村景観計画区域内行為届出書（第2号様式 第1面・2面・3面）
- ・添付資料（図面（A3Z折り）・現況写真等）